

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）4月27日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

## 準 備 書 面 4

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

## 第1 原告適格についての裁判所からの釈明事項について

### 1 原告番号19と原告番号27の者について

#### (1) 原告番号19

原告番号19の原告石渡菜実は、居住地ではなく、勤務地が、条例上の関係地域（A-1）にあるので、その旨訂正補充した。

#### (2) 原告番号27

原告番号27の原告音成靖彦は、A-1（条例上の関係地域）ではなく、A-2（20km以内）に居住する者であるので、その点を訂正する。

#### (3) 小括

したがって、2020年（令和2年）3月13日付けの原告準備書面3添付の「原告適格一覧表」を本書面添付のものに差し替え、同準備書面の「第1」の「1」の、「条例上の関係地域居住者」との記載を、「条例上の関係地域居住者（同地域に勤務する者を含む。以下同じ）と訂正する。

### 2 2020年（令和2年）3月13日付けの原告準備書面3の「第3」（D-1）の（4）の「水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住し、または働いている者」について

D-1に該当する原告（「D-1」に丸印がついている者）は、すべて「水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域」に居住するものである。

## 第2 追加提訴した原告らが本件処分を「知ったとき」について

令和元年（行ウ）第598号事件の原告3名が本件処分について知ったのは、それぞれ以下の時点である。

### 1 原告梶谷完行

2019（令和元）年10月ころに、先行訴訟の原告である鈴木陸郎から、本件訴訟についての話を聞いた際、本件処分について知った（甲53）。

### 2 原告小松原哲也

原告梶谷完行と同じ（甲54）。

### 3 原告武本匡弘

2019（令和元）年9月5日ころに、映画鑑賞イベントにおいて、上記鈴木陸郎から、本件訴訟について話を聞き、本件処分について知った（甲55）。

以 上